

規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「。以下「分限条例」という。」、**「。以下「育児休業法」という。」、**「。以下「派遣条例」という。」及び「。以下「公益的法人等派遣条例」という。」を削り、「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十二条の四第二項において「休職等となつた場合」という。）」に改める。****

第十二条の四第二項中「法第二十八条第二項の規定により休職にされ、分限条例第二条の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を「休職等となつた場合」に、「」は「」には「」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 令和二年四月一日前に月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定によ

り派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。